

JMRC近畿個人会員各位

平成31年2月4日  
JMRC近畿ジムカーナ専門部会  
部会長 西山純一

2019年JMRC近畿ジムカーナ救済基金について

①加入金額

2018年末の残高が514,500円（預り金514,500円、支払0円）となっていることから、救済基金規定13条・16条に基づき、2019年については、加入金を

救済基金加入のみ	500円
救済基金+免責免除同時加入	1,000円

となります。

②規定改正

従来、レッカー費用を支払う対象を、「クラッシュ・転倒による自走不能状態に陥った場合」に限っていたところ、新たに条文を追加し「原因を問わず、自走不能状態に陥った場合（各種車両トラブルを含む）」まで拡大します。  
なお、この場合の見舞金給付額は一律2万円となります。

詳細は2019年JMRC近畿ジムカーナ救済基金規定をご覧ください。

以上